

右及西一週一報候也

職工退職手当規則

第一條 勤続滿一ヶ年以上の者ニシテ左記各條の一ニ該当シ退職スル

場合ニハ別表ニ依リ退職手当ヲ本人又ハ其遺族ニ給與ス

但シ自己ノ願ニ依リ退職スル場合ハ別表ノ半額トス

ハ職工ノ過失又ハ怠慢ニ依ラズ會社業務ノ都合ニ依リ解雇シタ

ルトキ

ニ老衰又ハ疾病ニ依リ業務ニ堪ヘサルヲ解雇シタル時

三 此ニシテハトキ

第二條 本條ニ依リ退職シタル場合ハ十五日前ニ豫告スルカ然ラサルトキハ

豫告手当トシテ日給イ五日分ヲ支給ス

但シ勤続一ヶ年ニ滿テサル者ト雖モ本條所定ノ豫告手当ハ支給スルモ

ノトス

第三條 勤続手当ノ計算ハ大正十二年十二月一日以後ノ分ニ限り適用スルモノトス